掛川市告示第５号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和２年３月23日

掛川市長　松　井　三　郎

１　委託先

名　称　公益社団法人大日本報徳社

所在地　掛川市掛川1176番地

２　委託した物品売払代金

委託先において販売する書籍「なるほどなっとく金次郎さん」の売払代金

３　委託期間

令和２年４月１日から令和３年３月31日まで